

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区立中学校基礎学力向上事業に関する業務委託	No.5200428
工（納）期	令和4年12月31日	
契約締結日	令和4年6月17日	
契約金額	9,583,200円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社トライグループ 東京支店	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	荒川区立中学校基礎学力向上事業に関する業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社トライグループ 東京支店 所在地 東京都千代田区飯田橋一丁目10番3号 代表者 執行役員 吉田 一義
特命理由	<p>本件は、区立中学校1年生を対象として、基礎的・基本的な学力の更なる向上と、学習習慣の定着をめざし、夏季休業中の短期集中講座の実施を委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、令和2年度に実施したプロポーザルにおいて、重点項目である「学習指導方策」や「学習指導計画案及び指導案」「事業の成果」等の項目において高い評価を獲得し、選定されたものである。</p> <p>② 上記業者は、国や地方公共団体等において、200件を超える受託実績を有していることから、区の狙いに沿った業務の履行が期待できる。</p> <p>③ 履行期間が長期であり、実施日が学校によって様々であったが、各校との日程調整等にも迅速に対応するなど、組織的な実施体制が整えられており、履行評価も優良である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)